

令和 4 年度
八王子市介護支援専門員研修
新任・現任研修

八王子の介護保険と高齢者施策②

資料

在宅生活を支える高齢者福祉

～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

八王子市福祉部高齢者福祉課

相談担当



介護保険以外の
高齢者施策



介護保険



民間の
サービス

障害者福祉
サービス

生活保護

等々…

1

目次

- ①在宅高齢者おむつ給付事業
- ②在宅高齢者理容・美容事業
- ③高齢者福祉電話
- ④救急通報システム
- ⑤認知症高齢者探索機器の貸与
- ⑥高齢者見守りシール
- ⑦電磁調理器の給付
- ⑧その他の事業

在宅高齢者おむつ給付事業

【概要】

- ・衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、おむつを
月に一回、配達する

(介護なびP55)



3

在宅高齢者おむつ給付事業

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の在宅高齢者
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・要介護1以上の認定を受けている
- ・高齢者が属する世帯全員が「市民税非課税」である者
- ・おむつを必要としている

4

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用料金】

- ・購入限度額 **4,400円(税込)/月**
- ・自己負担 購入金額の2割

限度額を超えて買うことも可能。
ただし、超えた分は全額自己負担

5

在宅高齢者おむつ給付事業

自己負担額のイメージ

利用料金 購入限度額以内の場合

限度額

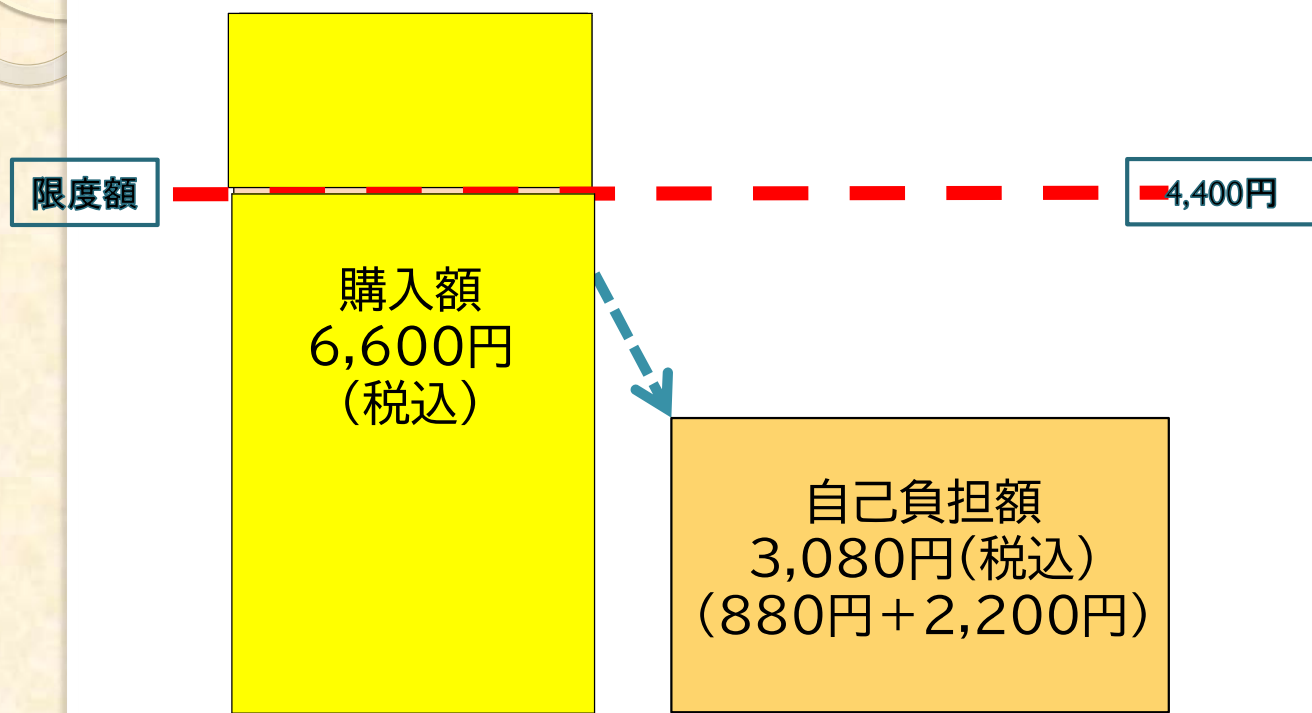
4,400円

購入額
3,300円
(税込)

自己負担額
660円(税込)

6

利用料金 購入限度額を超えた場合



7

在宅高齢者おむつ給付事業

【申請窓口】

- ・八王子市役所高齢者福祉課
- ・各高齢者あんしん相談センター
- ・浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所
- ・南大沢事務所
- ・八王子駅南口総合事務所(高齢担当)
…市民のみ

もしくは郵送(高齢者福祉課宛て)

8

在宅高齢者おむつ給付事業

【利用までの流れ】

- ① 申請書を提出する
(商品を選ぶ。パンフレット参照)
※介護保険証等の本人確認書類(写し可)の提示が必要
- ② 市から決定通知書が届く
- ③ 配達業者から配達日の連絡がくる
- ④ 月に1回おむつが配達される

※転入者の場合は、世帯全員の非課税証明が必要。
※住所地特例の方は、介護保険証の写しの提出が必要。

9

在宅高齢者おむつ給付事業

【こんなときは配送業者に連絡を】

- ・介護保険の要介護が要支援1.2または非該当と認定されたとき
- ・入院または、介護保険4施設に入所したとき
- ・引っ越し、又は逝去されたとき
- ・給付を必要としなくなったとき
- ・おむつの種類や数量の変更または休止を希望するとき(配達予定日の3日前(日曜日除く)までに)

10

在宅高齢者おむつ給付事業

【注意】

- ・毎年7月に商品や商品金額が変わる
- ・最新の申請書を使用する
- ・休止期間が一年以上になった場合、再度申請をお願いすることがある

11

在宅高齢者理容・美容事業

【概要】

- ・衛生の確保と経済的負担の軽減を図るため、対象者の自宅に理容師または美容師が出張し、カットを行う
(介護なびP55)



12

在宅高齢者理容・美容事業

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の在宅高齢者
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している
- ・要介護4・5及び3で障害高齢者の日常生活自立度がB2以上である
- ・外出が困難である

在宅高齢者理容・美容事業

【利用料金】

- ・1回500円

【利用回数】

- ・月1回
- ・4～9月申請→年度内6回利用可
- ・10～3月申請→年度内3回利用可
年度が変わるとリセット

在宅高齢者理容・美容事業

【申請窓口】

- ・八王子市高齢者福祉課
- ・各高齢者あんしん相談センター
- ・八王子駅南口総合事務所(高齢担当)
…市民のみ

もしくは郵送(高齢者福祉課宛て)

15

在宅高齢者理容・美容事業

【利用までの流れ】

- ① 申請書を提出する(理容か美容を選択)
※介護保険証等の本人確認書類(写し可)の提示が必要
- ② 市から決定通知書が届く
- ③ 利用者の担当になった理容師または美容師から訪問日の日程調整の連絡が来る
- ④ 理容師または美容師が訪問してカットする

※住所地特例の方は、介護保険証の写しの提出が必要。

16

在宅高齢者理容・美容事業

【こんなときは理美容師または市に連絡を】

- ・介護保険施設に入所したとき
- ・利用者の要介護度が要件に当てはまらなくなった場合

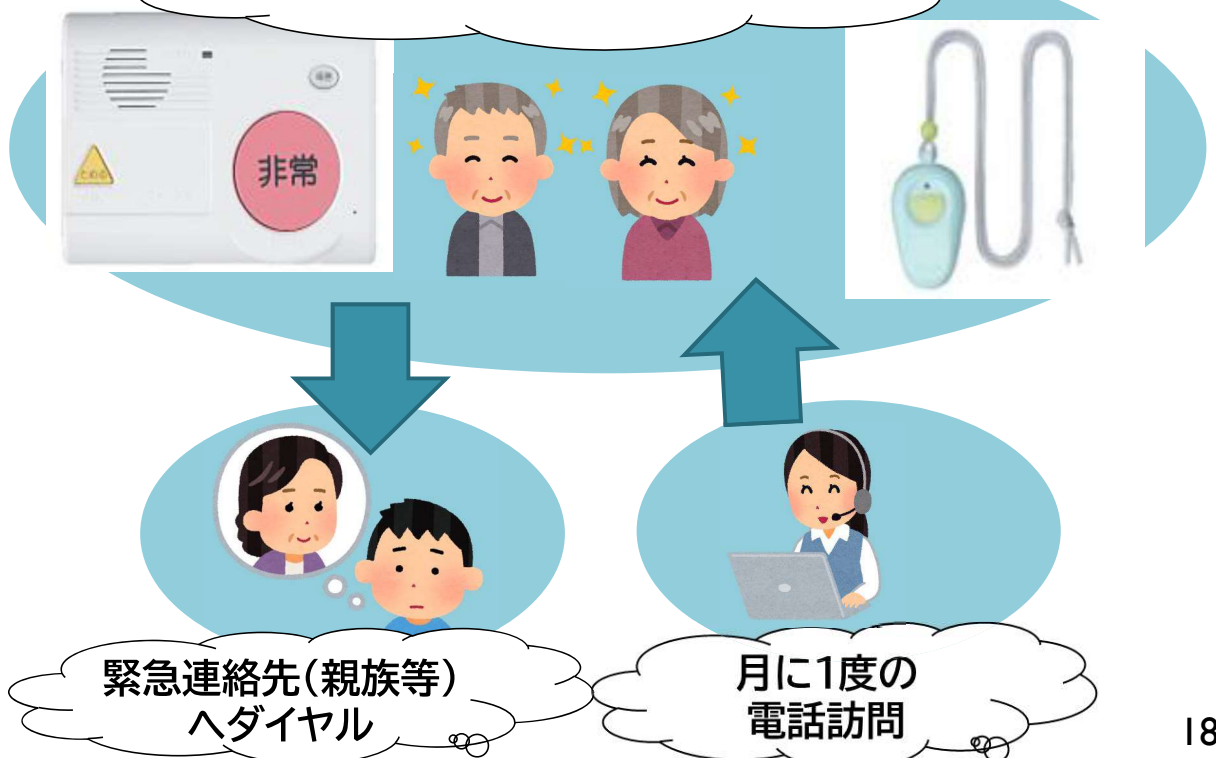
【注意】

- ・最新の申請書を使用する

17

高齢者福祉電話 (介護なびP54)

もしものときにボタンひとつで
家族等に電話ができる機器の貸与



18

高齢者福祉電話

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯（日中独居不可）
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している方
- ・電話でお話できる方
- ・心身の状況で外出が困難な方
- ・親族等の訪問が途絶えがちな方

※ただし、電話回線がNTT回線に限る。

19

高齢者福祉電話

【利用料金】

なし（例外あり。電池パック、転居時の工事費）

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

20

高齢者福祉電話

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る。
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り。
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥機器設置

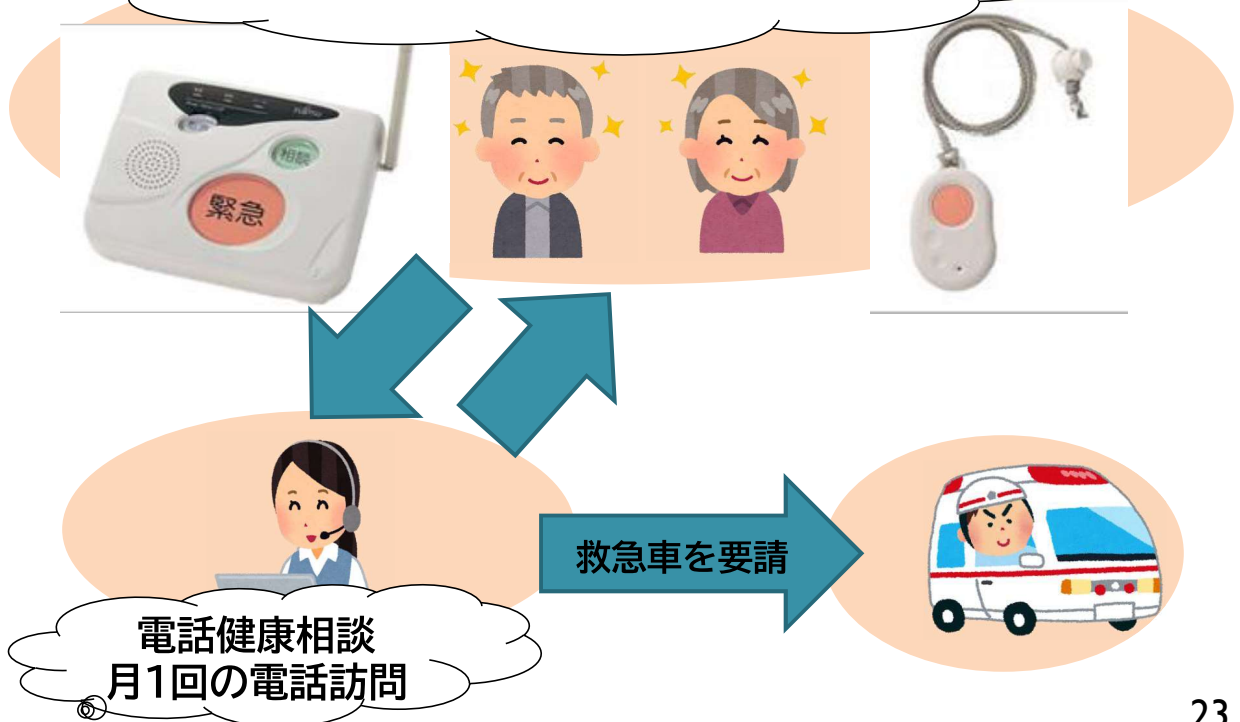
高齢者福祉電話

【こんなときは市に連絡を】

- ・利用者が施設入所や逝去されたとき
- ・長期入院で電話訪問を休止したいとき
- ・電話訪問を止めたいとき

救急通報システム (介護なびP54)

ボタンひとつで救急車の要請や健康相談ができる機器の貸与



23

救急通報システム

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・八王子市内に住所を有し、かつ、市内に居住している方
- ・心疾患、脳疾患、呼吸器疾患など緊急性のある身体上の慢性疾患により、何度も救急車を呼んだことがある方、もしくはそれに準じる状況になったことがある方。
- ・日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある方

※ただし、電話回線が原則としてNTTアナログ回線であること

24

救急通報システム

【利用料金】

462円(税込)/月

ただし、利用者が住民税非課税の場合は無料

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

25

救急通報システム

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る。
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り。
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より機器設置の連絡
- ⑥設置

26

救急通報システム

【こんなときは市に連絡を】

- ・利用者が施設入所や逝去されたとき
- ・電話訪問を休止したいとき

27

福祉電話と救急通報システム

	福祉電話	救急通報システム
対象者	心身の状況で外出が困難な方	緊急性がある病気で常に注意が必要な方
連絡先	親族等の緊急連絡先	コールセンター及びコールセンターから救急要請
回線	NTT回線に限る	NTT回線が好ましいが他の回線でも可

- ・救急通報システム希望多いが、、

28

認知症高齢者探索機器の貸与

【概要】 (介護なびP54)

- ・認知症により道に迷うことのある高齢者を介護している家族に、GPSを利用した機器を貸し出す
- ・日常生活賠償特約付き
- ・専用の靴に機器をセットできる



大きさ(単位mm)
縦47.5×横38.5×
厚さ11.85



29

認知症高齢者探索機器の貸与

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・GPSを持つ方が八王子市内に住所を有している

- ・認知症により道に迷うことがある高齢者(65歳以上)又は介護保険の要支援・要介護認定を受けた第2号被保険者(40歳～64歳)を、在宅で介護している親族等

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用料金】

申請者が市内在住:242円(税込)/月

申請者市外在住:2,420円(税込)/月

※申請者＝GPSで行方不明者を探す人

※申請者とGPSを持つ高齢者等が生活保護受給者なら免除

※靴は市の補助がない。※参考8,580円(税込)

【申請窓口】

GPSを持つ高齢者等が住んでいる地域を担当する高齢者あんしん相談センター

31

認知症高齢者探索機器の貸与

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者より書類が届く
- ⑥書類を返送すると機器が送られてくる

【こんなときは市に連絡を】

利用者が施設入所やお亡くなりになったとき、不要になったとき

32

高齢者見守りシール(介護なびP54)

【概要】

・外出時、道に迷って帰宅できないおそれのある高齢者(若年性認知症の方を含む)の衣服や持ち物等にシールを貼ることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能

※認知症高齢者探索機器(GPS)と併用可能

高齢者見守りシール



33

高齢者見守りシール

【対象者】

- ・八王子市に住所があり、在宅で行方不明になる恐れがある認知症等の高齢者(若年性認知症の方を含む)
- ・その他の理由により必要と認められる方

34

高齢者見守りシール

【利用料金】

- ・初期費用(シール48枚):2,000円(市負担)
 - ・年間利用料:3,600円
- ※生活保護受給者は免除

35

高齢者見守りシール

【利用までの流れ】

- ①高齢者あんしん相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者からシールと納付書、利用方法のパンフレットが届く
- ⑥登録センターへ電話
- ⑦納付書で年間利用料を支払う

36

高齢者見守りシール

【注意】

- ・利用は1年ごとの更新。
- ・利用をやめるには廃止届が必要

37

高齢者見守りシール(参考)

みまもりあいアプリ画面

☒ 緊急連絡先ID ☐ 電話番号

0123456789

* 個人情報を守るID番号が必要な方は
「みまもりあい」検索 or <http://mimamoriai.net>

性別・年齢 *必須

☐ 男性 ☒ 女性 89 歳

顔写真（検索時に顔がわかる大きさで）

No image

特徴（呼び名、身体特徴、素行など）

声掛けする際の呼び方: ゆきちゃん
だいたいの身長: 148

・無償提供の携帯アプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいるみまもりあいアプリをダウンロードしている「協力者」に対して、個人情報を保護しながら検索を呼びかけることも可能
(ダウンロード任意)

38

電磁調理器の給付

【概要】（介護なびP54）

認知症等により火の取り扱いに不安がある高齢者に、
電磁調理器（IH）を給付します。



39

電磁調理器の給付

【対象者】

下記のすべてに当てはまる方

- ・八王子市内に住所を有し、65歳以上の方のみの世帯
- ・認知症等により火の取り扱いに不安があり、防災上給付することが適当と認められる方。
- ・器具の操作について理解できる方

40

電磁調理器の給付

【利用料金】

購入金額の1割分

(購入限度額税込15,000円以内)

ただし、生活保護受給者は無料

【申請窓口】

利用希望者が住んでいる地域を担当する
高齢者あんしん相談センター

電磁調理器の給付

【利用までの流れ】

- ①高齢者安心相談センターへ申請を申し出る
- ②センター職員が訪問し、状況を聞き取り
- ③申請(見積もりを添付)
- ④市から決定通知書が届く
- ⑤業者に自己負担分を支払う

電磁調理器の給付

【注意】

- ・申請前に購入したものは対象外
- ・台所のガスコンロは、使えないようにする必要がある

43

その他の事業

- ・入院おむつ代助成
医療保険適用の病院に入院されている方におむつ代の一部を助成する
- ・家族介護慰労金
在宅で介護保険サービスを使わず介護をする同居の家族に年1回10万円を給付する
- ・賃貸代行保証料補助
住宅の賃貸で保証人を代行する商品(保証会社)の代金を補助する
- ・生活支援ショートステイ
在宅の生活が一時的に困難となった高齢者を養護老人ホームで一時保護する

44

成年後見人がいる人の手続き

◎成年後見人の印鑑(朱肉を使うもの)

◎登記事項証明書

各種申請手続きをする際に、通常の持ち物の他にこれらの使用・提示が必要です

申請書に記入する内容が違う場合があります

申請の際は、成年後見人が申請を行う場合の持ち物を電話等で問い合わせ・確認のうえで来庁されることをおすすめします

45

申請書の入手方法

事業ごとの申請窓口に行くか、市のHPトップページから検索
(窓口には置いてない申請書もある)

おむつ、訪問理美容、など
キーワードを入れると各事業
のページが表示されます。

The screenshot shows a search interface on a city website. At the top, there is a search bar with the text 'キーワードで検索する' (Search by keyword) and a green button labeled '検索' (Search). Below the search bar, there is a section titled '何をお探しですか?' (What are you looking for?). This section contains six green buttons with white text and icons: '目的から探す' (Search by purpose) with a magnifying glass icon, '申請や手続きから探す' (Search by application or procedure) with a document icon, 'よくある質問から探す' (Search by frequently asked questions) with a question mark icon, '担当窓口から探す' (Search by staff window) with a person icon, '生活場面から探す' (Search by life scene) with a family icon, and 'ご意見・お問い合わせ' (Opinion/Inquiry) with a speech bubble icon.

46

ふくし

福祉のしおり 2021

しょうがい

かた

障害のある方へ



イラスト 島田療育センターはちおうじ 利用者一同

八王子市

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
e-メール b440600@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。



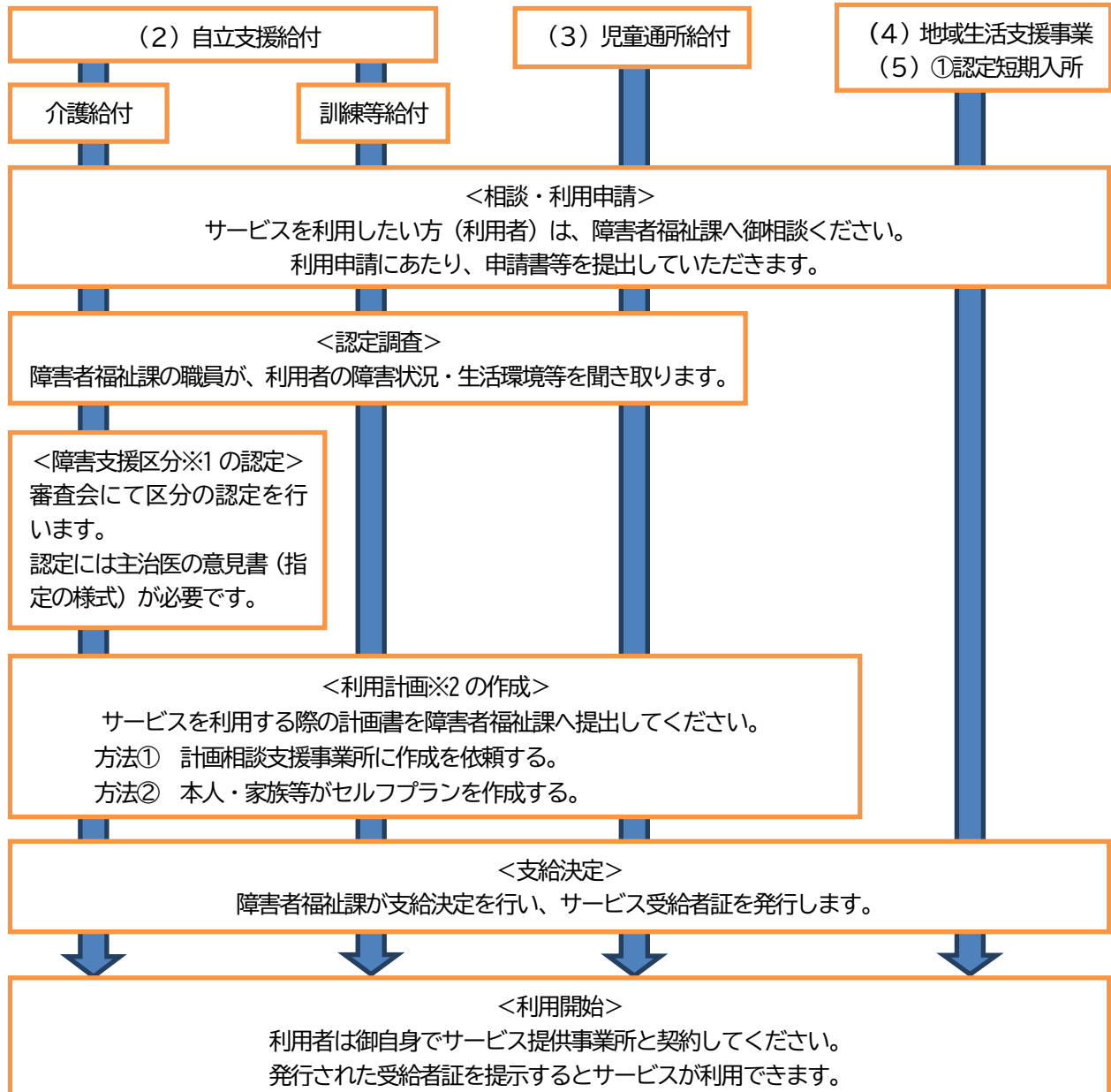
7. 障害福祉サービスについて **身知精難発**

(1) 各種手続の流れ (2)(3)(4)(5)の手続には個人番号の記入が必要となります。
(P109、110 参照)

(2) 自立支援給付、(3) 児童通所給付、(4) 地域生活支援及び(5) ①認定短期入所のサービス等を利用するために必要な手続は次のとおりです。詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。☎ 042-620-7367

※受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続が必要となります。

※難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



※1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定を受けるためには認定調査、医師の意見書が必要です。

◎「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。

◎「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

※2 利用計画

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを利用するためには、サービス等利用計画書（障害児支援利用計画書）（案）の作成・提出が必要です。

(2) 自立支援給付 **身知精難発**

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18歳以上の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

①訪問系サービス（ホームヘルプ等）

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	<u>障害支援区分1以上の方</u> 障害支援区分や生活状況を勘案して、支給出来る時間数を決定します。 ※障害児も利用できる場合があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に居宅等において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を総合的に行います。	<u>障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当する方</u> ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている方 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が10点以上の方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。	<u>障害支援区分6</u> であって、次のいずれかに該当する方 ① 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障害児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。

②日中活動系サービス

	サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で一定の支援が必要な方
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じ必要な情報提供や助言等の支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方 <u>※地域定着支援・就労定着支援・訪問型自立訓練との併用は不可</u>
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労を希望する <u>65歳未満の方</u> <u>※原則2年まで</u>
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u>
	就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	企業等に就労することが困難な者で、継続的に就労することが困難な <u>65歳未満の方</u> <u>※原則、雇用契約有り</u>
介護給付	就労継続支援 B型		企業等に就労することが困難な者で、継続的に就労することが困難な方 <u>※雇用契約無し</u>
	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<u>障害支援区分3以上</u> (施設入所者は区分4以上) <u>50歳以上の方は区分2以上</u> (施設入所者は区分3以上)の方
	短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護を行う方が疾病その他の理由により介護が困難になった場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事等の支援を行います。	<u>障害支援区分1以上の方</u> 利用は、原則7日/月(6泊7日)以内です。 ※障害児も利用できる場合があります。

③居住系サービス

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。	企業等に就労している知的障害者又は精神障害者で、自立した生活を送ることを希望している方。 <u>※原則2年まで</u>
	共同生活援助（グループホーム）	社会福祉法人、特定非営利活動法人等が借り上げたアパート等で共同生活をする場を提供します。主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	自立した生活を送ることを希望している方 ※介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要です。
介護給付	療養介護	医学的管理の下における介護を常時必要とする方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の日常生活の世話をを行います。	次のいずれかに該当する方 ① <u>障害支援区分6</u> のALS患者等 気管切開を伴う呼吸管理を行っている方 ② <u>障害支援区分5以上</u> の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	<u>障害支援区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）</u> で生活介護を受けている方等

④外出時の支援

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	同行援護	<u>視覚障害</u> により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援を行います。	視覚障害により外出時に困難を有する方 利用は月40時間以内です。 ※障害支援区分の認定が必要な場合があります。 ※障害児も利用できる場合があります。
	行動援護	<u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等に行う外出時の支援を行います。	<u>障害支援区分3以上</u> で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 ※障害児も利用できる場合があります。

⑤地域相談支援

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害のある方で、居住の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談等を行います。	① 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者 ② 児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方 <u>※原則 6 カ月まで</u>
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方で、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因し生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。	左記の支援が必要な方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u> <u>※原則 1 年まで</u>

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の 1 割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が 18 歳以上の場合、本人及び配偶者の所得で判断します。

※サービスを利用する方が 18 歳未満の者及び 20 歳未満の療養介護、施設入所支援利用者
の場合は、世帯単位の所得で判断します。

※地域相談支援給付の自己負担額はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
		◆1	◆2	◆3
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
一般 1	市民税所得割 16 万円未満 (◆3 は市民税所得割 28 万円未満)	37,200 円	9,300 円	4,600 円
一般 2	上記以外	37,200 円	37,200 円	37,200 円

◆1：居住系サービスを利用する場合 ※20 歳未満の方が療養介護、施設入所支援を利用する場合、◆2 になります。

◆2：訪問系サービス、日中活動系サービス、外出時の支援を利用する場合

◆3：18 歳未満の方が自立支援給付を利用する場合

◎自己負担の上限管理

一月当たりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。(市に届出が必要です。)

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、障害児通所給付や介護保険サービスを併せて利用した場合で、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費等

介護給付費、訓練等給付費及び特定障害者特別給付費等において、緊急やむを得ない理由により市が必要であると認めたときは、予定の開始日よりも早期に、特例として障害福祉サービスの支給を受けられる場合があります。

(3) 児童通所給付 (身) (知) (精) (難) (発)

児童福祉法に基づくサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービス名	サービス内容	支給要件
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅に訪問して、基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な未就学児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が18歳未満の場合、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

◎自己負担の上限管理

一月あたりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。（市に届出が必要です。）

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、自立支援給付や介護保険サービスを併せて利用した場合には、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎多子軽減制度

就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

(4) 地域生活支援事業 ①身 ②知 ③精 ④難 ⑤発

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように市町村が実施する事業です。

①移動支援 ②知 ③精 ④難 ⑤発

対象者	中学生以上の方で、次のいずれかに該当し、外出介護が真に必要な方 ※重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援受給者、重度脳性麻痺者介護事業の利用者並びに施設入所者は除きます。 ① 愛の手帳所持者 ② 精神障害者保健福祉手帳所持者 ③ 精神障害を事由とする年金の給付、特別障害給付金を受けている方 ④ 自立支援医療（精神通院）の受給者又はそれと同等の障害がある方	
内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援を行います。15歳未満の方は月10時間以内、満15歳以上の方は月30時間以内です。ただし、満15歳に到達する日の属する月から、月30時間以内の利用が可能です。 ※通勤、通学、通所、営業活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

②緊急時通学支援 ⑤④③②①

対象者	次のいずれかに該当し、常時保護者の付き添いがないと通学できない小・中・高校の児童及び生徒。 ① 身体障害者手帳所持者 ② 愛の手帳所持者 ③ 精神障害者又は発達障害を有する者 ④ 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） ⑤ その他必要と認められる者	
内容	保護者の通院や入院・冠婚葬祭等、緊急またはやむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。利用は年度内10時間以内です。	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合には本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

③日中一時支援 ⑤④③

対象者	65歳未満の障害者で、次のいずれかに該当する方 ※40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 ※施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳所持者 ③ 医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月56時間以内で日中利用に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P63を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合には本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	



バスをご利用の場合

【JR 八王子駅・京王八王子駅から】

JR 八王子駅北口8番のりば

京王八王子駅中央口2番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

市役所入口経由 高尾駅南口行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

市役所入口経由 横川町住宅(循環)行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

【西八王子駅から】

北口1番のりば

市役所経由 檜原町行 「八王子市役所」バス停下車

はちバス北西部コース(八王子市地域循環バス)

東海大学八王子病院行 「八王子市役所」又は「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

北口2番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

【高尾駅から】

南口5番のりば 又は 北口3番のりば

市役所入口経由 JR・京王八王子駅行「市役所入口元本郷公園東」バス停下車

発行年月/令和3年4月
発行・編集/障害者福祉課
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号



電話 手帳担当 : 042-620-7245
福祉・自立支援医療担当 : 042-620-7245
援護担当 : 042-620-7366・7367

ファックス FAX 042-623-2444

窓口受付時間/月曜日～金曜日 8:30～17:00

※祝日・年末年始を除く



令和4年度
介護支援専門員 新任研修

生活保護制度と介護保険制度

八王子市福祉部
生活福祉総務課 医療・介護担当

生活保護制度とは

【生活保護法第1条】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、
国が生活に困窮するすべての国民に対し、

- その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
- その最低限度の生活を保障するとともに、
- その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受ける要件

【生活保護法第4条、第10条】

- 保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

また、扶養義務者の扶養などは、すべて生活保護法による保護に優先して行なわれる。（補足性の原理）

- 生活保護は世帯を単位として行う。（世帯単位の原則）

生活保護を受ける要件

能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くこと。

資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等をし、生活費に充てること。

他の法律・制度（他法他施策）の活用

年金や手当など、他の法律や制度による給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用すること。

扶養義務者の扶養

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けること。

生活保護の基準

健康で文化的な最低限度の生活を営むための金額っていくら？



厚生労働大臣が、毎年、その世帯が最低生活を営むために必要な金額を「**最低生活の基準**」として決定します。



令和2年度 東京都区部(八王子市を含む)での例

3人世帯(33歳、29歳、4歳)

生活扶助 158,210円＋住宅扶助＋医療扶助……

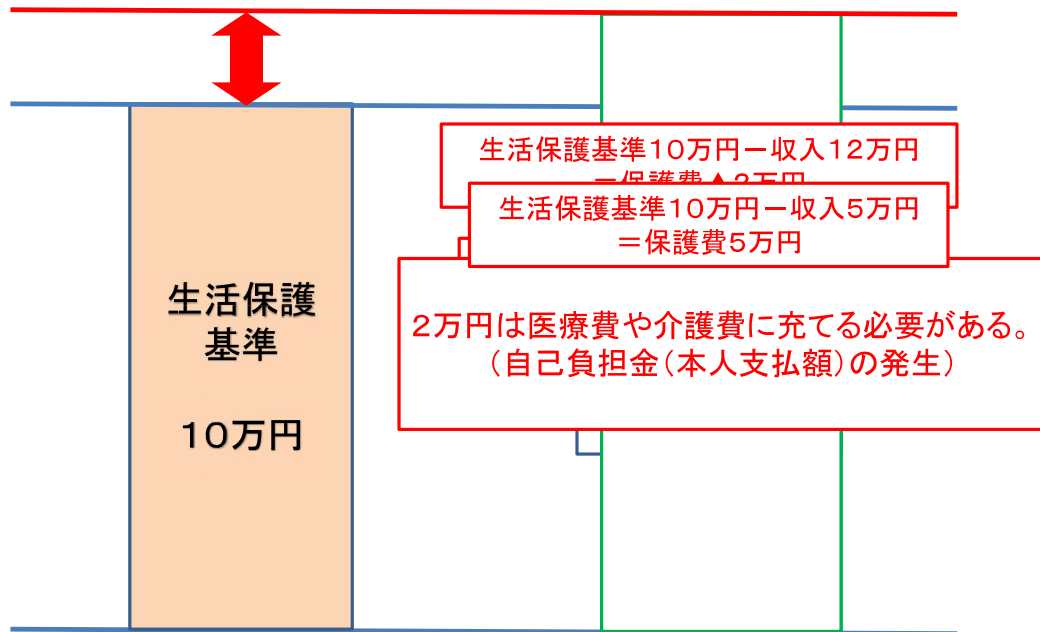
高齢者単身世帯(68歳)

生活扶助 78,230円＋住宅扶助＋医療扶助＋介護扶助……

生活保護費に含まれるもの

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用 (3)特定の世帯への加算(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で金銭給付
義務教育を受けるために必要な 学用品費	教育扶助	定められた範囲内で金銭給付
医療サービスの費用	医療扶助	定められた範囲内で 現物給付
介護サービスの費用	介護扶助	定められた範囲内で 現物給付
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で金銭給付
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で金銭給付
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で金銭給付

生活保護費の計算方法



介護保険と介護扶助

第1号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する65歳以上の方

費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

第2号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で
特定疾病に該当する方

費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

介護保険の被保険者以外の者

(通称: みなし2号) 被保険者番号がHから始まる

対 象 : 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、特定疾病に該当する生活保護受給者
住民票のない65歳以上の生活保護受給者

費用負担: 介護扶助10割

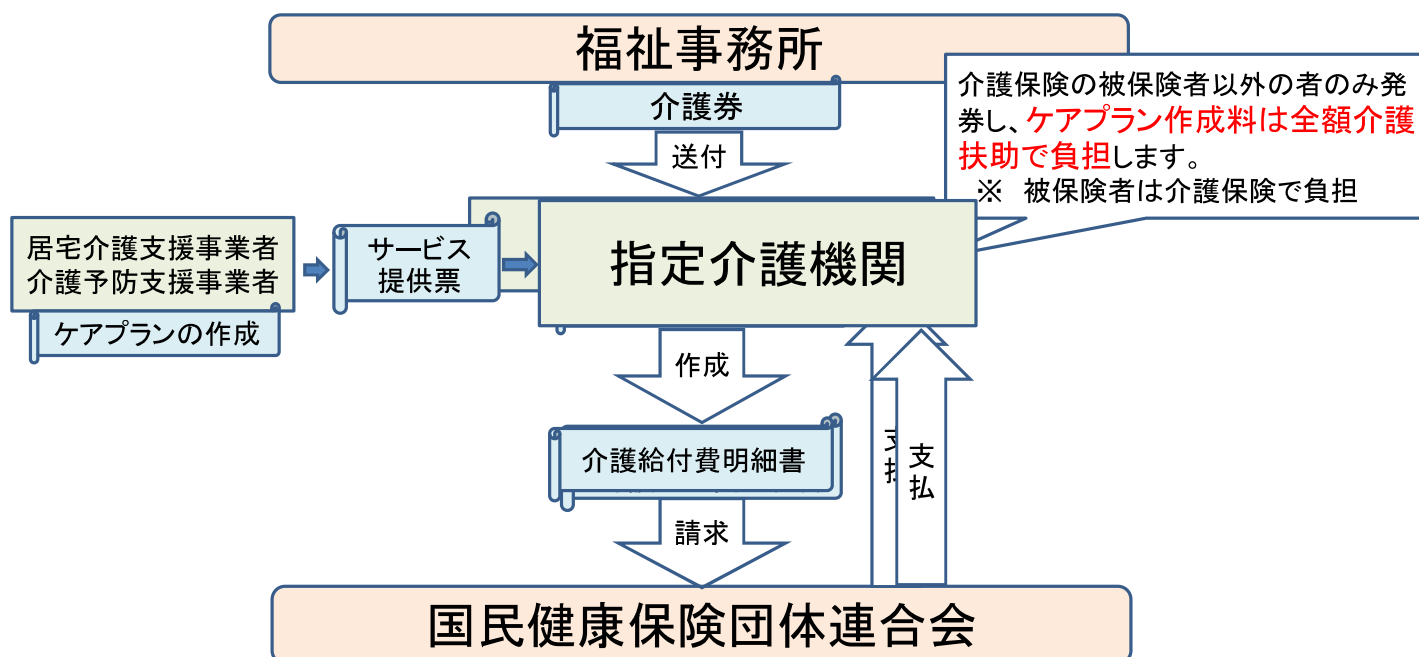
介護扶助の利用方法について

生活保護受給者の介護サービス利用開始にあたり、
ケアマネジャーは

- ① **居宅サービス計画書(予防の場合は介護予防プラン)の写し**
(認定の更新やサービス変更の都度)
- ② **サービス利用票・別表の写し**(毎月)
- ③ **居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書**(みなし2号のみ)

を福祉事務所(担当ケースワーカー)に提出してください。

介護扶助の請求と支払いについて



介護券について

【八王子市福祉事務所からの介護券の発送】

原則、当月分をその月の**20日ごろ**に発送します。

※居宅療養管理指導について

ケアプランに基づき介護券を発行するため、居宅療養管理指導についても必ず居宅サービス計画書等に記載をお願いします。

※自己負担金について

自己負担金が発生している場合には、介護券の「本人支払額」欄に金額が記載されますので、その金額どおり本人から徴収してください。



留意事項

ケアプラン

介護扶助においては、自己作成によるセルフプランの作成は認められません。
みなし2号については、ケアプランの作成に関し、居宅介護支援事業所が生活保護法の指定介護機関である必要があります。

区分支給限度基準額を超える介護サービス

区分支給限度基準額を超える介護サービスは、介護扶助の対象とならず、全額自己負担となることから、利用できません。

みなし2号の自立支援給付活用について

みなし2号の場合、補足性の原理により、障害者総合支援法による自立支援給付が介護扶助に優先します。
身体障害者手帳等を所持している場合は、障害サービスを利用できるか確認をお願いします。

生活保護受給者の施術について

生活保護受給者があん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の給付を希望する場合には、給付基準を満たしているか確認したうえで福祉事務所が指定施術機関を選定しますので、必ず事前に福祉事務所(担当ケースワーカー)へ相談してください。

指定介護機関のしおり

八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>生活にお困りの方のために
>生活保護>指定介護機関(生活保護法・中国残留邦人等支援法)>指定介護機関のしおり

【URL】 <https://www.city.Hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html>

八王子市ケアマネジャーガイドライン

八王子市福祉部 介護保険課発行

第6章 生活保護(介護扶助) をご参照ください。

介護扶助に関する連絡先

八王子市役所 福祉部

生活福祉総務課 医療・介護担当

電話 介護券の発行に関すること 042-620-7370

介護扶助に関すること 042-620-7476

FAX 042-627-5956



八王子市介護支援専門員研修会 新任研修
八王子の介護保険と高齢者施策
～介護保険制度以外の高齢者施策～

八王子市社会福祉協議会
成年後見・あんしんサポートセンター八王子
植村 春香



社会福祉協議会とは？

★ 法律上の位置づけ

社会福祉法第109条に規定

★ 設置目的

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」

★ 事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

令和3年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ①

高齢者のために

- ・ ひとりぐらし高齢者福祉事業
- ・ 恩方老人憩の家の管理・運営(指定管理者)
- ・ 長房ふれあい館の管理・運営(指定管理者)
- ・ むかし若ものふれあい作品展の開催
(八王子市高齢者活動コーディネートセンターと共催)

ひとり親家庭のために

- ・ 要援護世帯で中学生までの子どもをもつひとり親家庭を高尾山招待

児童のために

- ・ 八王子市立学童保育所の管理・運営 (指定管理者)
- ・ 放課後子ども教室の管理・運営 (市委託事業)
- ・ 児童養護施設等に入所している児童をプールに招待

令和3年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ②

障がいのある方のために

- ・ 手話通訳・要約筆記協力者の派遣(市委託事業)
- ・ ふれあい運動会への協力・援助
- ・ 福祉まつりへの協力・援助
- ・ 社会福祉施設等趣味の手作り作品展(展示販売)への協力・援助
- ・ 歳末たすけあい募金を障がい者施設・団体へ配分
- ・ 各種関係団体の行う事業を援助
- ・ 心身障がい者通所施設の施設整備に対する補助

ボランティア活動の推進

- ・ ボランティアセンター及び南大沢分室の管理・運営
- ・ ボランティア活動に関する相談
- ・ ボランティアの育成
- ・ ボランティア活動への支援
- ・ ボランティア交流会開催
- ・ ボランティア広報誌「ボランティアセンターだより」の発行
- ・ 災害ボランティアセンター事業

令和3年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ③

募金運動

- ・ 赤い羽根共同募金
- ・ 歳末たすけあい募金
- ・ 歳末たすけあいバザーの実施

広報事業

- ・ 社協だより 年4回発行予定
- ・ ホームページ URL <http://www.8-shakyo.or.jp/>
- ・ 車いすや高齢者疑似体験などの出前講座

その他

- ・ 第3次いきいきプラン八王子(八王子市地域福祉推進計画)の推進
- ・ 浅川地区社会福祉協議会への支援
- ・ 車椅子の無料貸し出し
- ・ 地域住民協議会が実施する福祉的な事業や行事への助成
- ・ 無縁仏の供養
- ・ 東日本大震災等被災地支援活動

5

令和3年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ④

お困りごとのあるとき

- ・ 有償家事援助サービス(ういずサービス)の実施
高齢者、障がい者、産前産後や病気などでお困りの方々が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、地域の方々のご協力を得て、有料でサービスを行います。(登録制)
- ・ 成年後見制度の利用相談(市委託事業)
成年後見制度の利用相談や、必要に応じ弁護士や司法書士による無料の専門相談を行っています。
- ・ 地域福祉権利擁護事業(都社協委託事業)
福祉サービス利用援助・日常金銭管理・書類等預りサービスの実施
- ・ 財産保全・管理サービス事業(市委託事業)
在宅要支援要介護の方、身体障害者の方を対象に、上記の地域福祉権利擁護事業同様のサービスを実施

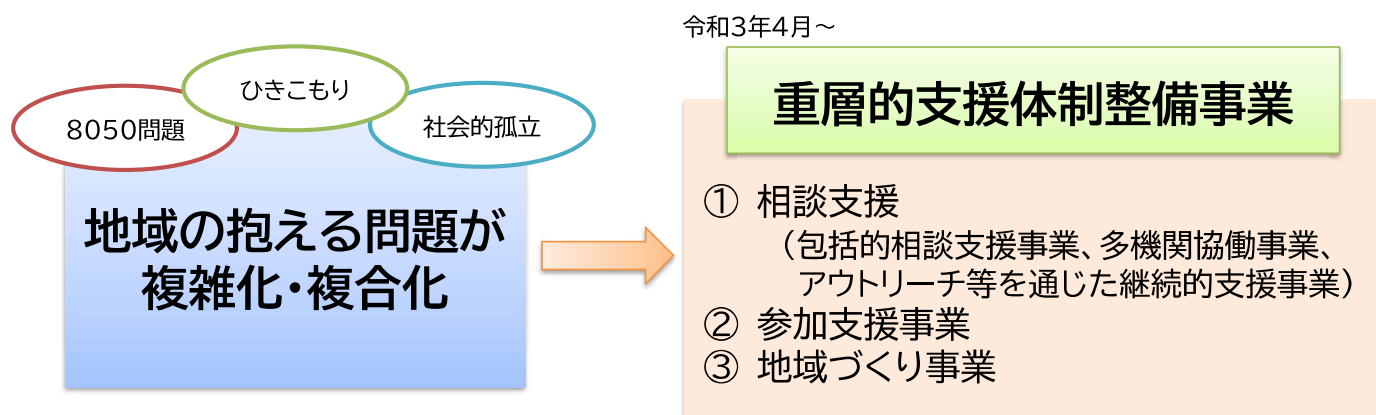
6

令和3年度八王子市社会福祉協議会実施事業 ⑤

- ・ **生活福祉資金の貸付実施（都社協委託事業）**
低所得世帯等に対し、世帯の生活の安定と経済的自立に向けた資金の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）
- ・ **受験生チャレンジ支援貸付実施（市委託事業）**
低所得世帯に対し、子どもの学習塾・受験費用の貸付を行っている。（貸付条件審査あり）

7

住民がささえあう地域づくりに向けて ～地域福祉推進拠点～



地域福祉推進拠点（現在9か所）

石川・川口・浅川・大和田・由井・由木・由木東・台町・恩方

八王子市社会福祉協議会は、重層的支援体制整備事業を受託し、地域福祉推進拠点を主体とし、市や関係機関との連携を一層深め、個別の生活課題の解決に取り組むなど、地域住民が地域で安心して生活できるお手伝いしていきます。

8

成年後見・ あんしんサポートセンター八王子について ①

【事業としての位置づけ】

平成11年

福祉サービス利用援助(地域福祉権利擁護事業)を開始。

平成19年

福祉サービス総合支援事業を市より受託。

成年後見制度の利用、権利擁護についての相談、講演会や学習会による啓発普及活動を行う。

平成20年

成年後見活用あんしん生活創造事業を市より受託。

成年後見人等への支援、社会型後見人の育成を行う。

平成25年4月

「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」と名称

9

成年後見・ あんしんサポートセンター八王子について ②

センターでは以下のような事業を行っています。

- 地域福祉権利擁護事業
- 財産保全・管理サービス
(地域福祉権利擁護事業の対象拡大)
- 成年後見制度の利用相談
- 弁護士・司法書士による専門相談
- 成年後見人等(専門職・親族後見人等)への支援
- 市民後見人の養成・活用
- 法人後見

10

地域福祉権利擁護事業 ①

○ 利用できる対象者は？

- 物忘れなどの**認知症**の症状や**知的障害・精神障害**などによって必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方
- 在宅で生活している方
- 本人の**利用意思**がある方

11

地域福祉権利擁護事業 ②

○ サービスの内容は？

* **福祉サービスの利用援助**

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

* **日常的金銭管理サービス**

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預け入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

* **書類等預かりサービス**

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

12

地域福祉権利擁護事業 ③

○ サービスをお手伝いする人は？

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の
専門員と**生活支援員**です。

* 専門員

相談を受け、本人の希望を聞いて支援計画を作り、
契約後も定期的に訪問します。

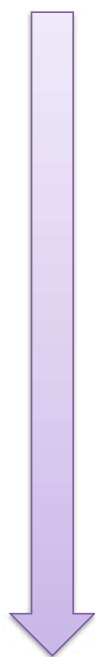
* 生活支援員

契約後に支援計画に沿って本人宅へ伺い、
お手伝いをします。

13

地域福祉権利擁護事業 ④

○ 利用するにはどうすればよいの？



1 相談受付

成年後見・あんしんサポートセンター八王子の担当者が
訪問・相談に伺います。

2 状況確認

本人の状況を確認し、利用意思の確認や契約能力の
確認を行います。

3 契約

本人の希望に沿った支援計画を作成し、契約を結びます。

4 サービスの開始

契約後は生活支援員によるサービスを開始します。

14

地域福祉権利擁護事業 ⑤

○ 利用料はいくらかかるの？

援助の内容		利用料
①福祉サービスの利用援助		
②日常的金銭管理サービス	通帳等をご本人が保管する場合	1回1時間まで1,500円
	通帳等をお預かりする場合	1回1時間まで3,000円
③書類等預かりサービス		1か月1,000円

15

財産保全・管理サービス (地域福祉権利擁護事業の対象拡大)

○ 利用できる対象者は？

- ① 介護保険を利用されている方
- ② 身体障がいのある方
- ③ ①、②のいずれも在宅で生活しており、この事業の契約ができる判断能力がある方

サービス内容・利用の流れ・利用料については
地域福祉権利擁護事業に準じます

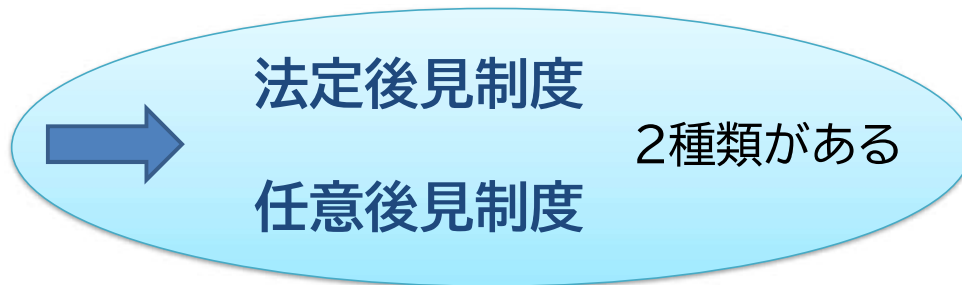
16

成年後見制度とは ①

【対象】

認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が
十分でない方

福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為、財産の
管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意思をでき
るだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利が生じないよ
う、権利や財産を守ります。



17

成年後見制度とは ②

法定後見制度

【対象】

本人が**すでに**判断力の不十分な状態にある方

【手続き場所】

本人の居住地を管轄する**家庭裁判所**

【申立人】

本人または配偶者、4親等以内の親族

(親族のいない場合は市長も申立可能)

18

成年後見制度とは ③

法定後見制度の3類型

【後見】 判断能力が全くない方

日常的に必要な買い物も誰かに代わってやってもらう必要がある方。
本人申立は原則出来ない。

【保佐】 判断能力が著しく不十分な方

日常的な買い物は単独で可能だが、不動産や自動車の売買など重要な
財産行為が自分では出来ない方。

【補助】 判断能力が不十分な方

重要な財産行為は自分では出来るかもしれないが、本人の利益のために
誰かに代わってやってもらった方が良い方。

この類型は、医師の診断書により決まります。

19

成年後見制度とは ④

法定後見制度の3類型とその内容

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が 全くない方	判断能力が著しく 不十分な方	判断能力が 不十分な方
代理権	財産管理全般	申立の範囲内で 家裁が定める特定 の法律行為	同左
同意見 (取消権)	法律行為全般 (取消権のみ)	民法第13条1項 各号所定の行為	申立の範囲内で 家裁が定める特定 の法律行為

20

成年後見制度とは ⑤

法定後見の申立ての流れ

※ 申立てから審判が出るまでに、2～3カ月かかります

1. 申立て準備

必要書類や診断書の準備、
申立人や後見人候補者の検討をします

2. 申立て

3. 調査・照会・鑑定

4. 審理

5. 審判

審判書が通知された後、
2週間の不服申立て期間があります

6. 成年後見登記

東京法務局に登記します

7. 開始

21

成年後見制度とは ⑥

任意後見制度とは

【対象】 判断能力が**十分**な方

【手続場所】 **公証役場**

法定後見制度との違いは？

- 将来の判断能力の低下に備え、**あらかじめ後見人や支援してもらう内容を決めておく**ことが出来る。
- 認知症の診断が出ている場合、任意後見契約を結ぶことができないことがある。
- まずは公正証書による契約として、東京法務局に登記し、**本人の判断能力が低下した時に**家庭裁判所に申立てをする。
(申立てにより任意後見監督人が選任される)

22

成年後見制度とは ⑦

任意後見制度の流れ

1. 将来どうしたいかを考える
2. 任意後見契約
3. 成年後見登記(東京法務局に登録されます)

本人の判断能力が低下

4. 申立て
5. 調査・鑑定・照会
6. 開始

23

成年後見制度とは ⑧

成年後見人等の職務 ①

1. 財産管理

- ・ 現金、預貯金、証券、不動産の管理等をする。
- ・ 本人の利益に反して財産を処分することは出来ない。

2. 身上保護

- ・ 本人を支援してくれる人と契約し、**仕事を監督**する。
- ・ 成年後見人**自身**が買い物や掃除洗濯、介護、看護をする**必要はない**。
- ・ 病院や施設へ入る(出る)際の手続きや支払いを行う。
- ・ 身元保証人にはなれない。

24

成年後見制度とは ⑨

成年後見人等の職務 ②

- 専門職後見人は、家庭裁判所に名簿登録されている。
弁護士、司法書士、社会福祉士等から選出される。
- 職務は、成年後見登記がされた時に開始し、本人が死亡した時に終了する。
- 成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が本人の持っている財産から決定する。
- 医療行為の同意権は有していない。

25

サービス・制度の違いを理解しよう ①



判断能力がある(自分で判断することができる)

任意後見制度
財産保全・管理サービス

判断能力が補助・保佐レベル(自分で判断することが難しい)

法定後見制度(補助・保佐)
地域福祉権利擁護事業

判断能力が後見レベル(自分で判断することができない)

法定後見制度(後見)

26

サービス・制度の違いを理解しよう ②

地域福祉権利擁護事業は、**ご本人との契約により、日常生活の範囲内で、お手伝いをする事業です。**

以下の場合には成年後見制度の利用が適切です。

- ・ 認知症や障害の状態が重く、本事業の契約ができない。
- ・ 頻繁に消費者被害に遭うため、不要な契約を取り消す必要がある。
- ・ 不動産や証券の売却、定期の解約をする必要がある。
- ・ 老人ホームなどへの入所契約をしたい。
- ・ 遺産分割協議を行う必要がある。

など

27

ご清聴
ありがとうございました

